

建築士法の一部改正における 確認済表示板の記載内容追加のお知らせ

建築士事務所の区分(一級、二級、木造)明示の徹底

建築基準法第 89 条第 1 項の規定に基づく工事現場における建築確認の表示において、設計者及び工事監理者が建築士事務所に所属している場合には、氏名の欄にその所属する建築士事務所名及び一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入することとなります。

(改正前)

建築基準法施行規則第 68 号書式

建築基準法による確認済	
確認年月日番号	平成 年 月 日 第 号
確認済証交付者	
建築主又は築造主氏名	
設計者氏名	
工事監理者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
建築確認に係るその他の事項	



(改正後)

「設計者氏名」、「工事監理者氏名」欄の記載方法に関する注意書きを追加

- 1 設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記載する。
- 2 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記載する。

記載例 一級建築士事務所 (株) 設計事務所
一級建築士 新発田 太郎

ポイント

様式自体は、変更なし

記載方法を明確化

平成 27 年 6 月 25 日以降から掲げる看板が対象

【問い合わせ先】

新発田市役所 建築課 建築審査係

TEL : 0254-26-3557